

第2期
いなべ市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和〇年〇月
いなべ市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 いなべ市の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	15
3 第 2 期計画策定に向けた課題.....	28
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	31
1 基本理念.....	32
2 基本的な視点.....	32
3 基本目標.....	34
4 施策の体系.....	36
第 4 章 施策の展開	37
基本目標 1 保育サービス・子育て支援サービスの充実.....	38
基本目標 2 豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成.....	43
基本目標 3 要保護・要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進.....	49
基本目標 4 互いに認め合う社会づくり.....	53

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	56
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	58
3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策	59
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	72
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	72
第6章 計画の進行管理	73
1 施策の実施状況の点検	74
2 国・県等との連携	74



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

いなべ市においては、『子ども子育て支援法』に基づき平成27年3月に『いなべ市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、2016年度に策定した第2次いなべ市総合計画では、まちづくりの将来像「住んでいーな！ 来ていーな！ 活力創生のまち いなべ」の実現に向けて、「快適で豊かな交流を生むまちづくり」、「安全で自然と調和した暮らしづくり」、「健やかに育ち個性が輝く人づくり」、「生きがいと安心の地域づくり」、「活発な産業による賑わいづくり」の5つの基本目標のもと、まちづくりの目標の一つとして「生きがいと安心の地域づくり」を掲げ、子どもの健やかな成長を第一とし、子育て中の家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を進めています。

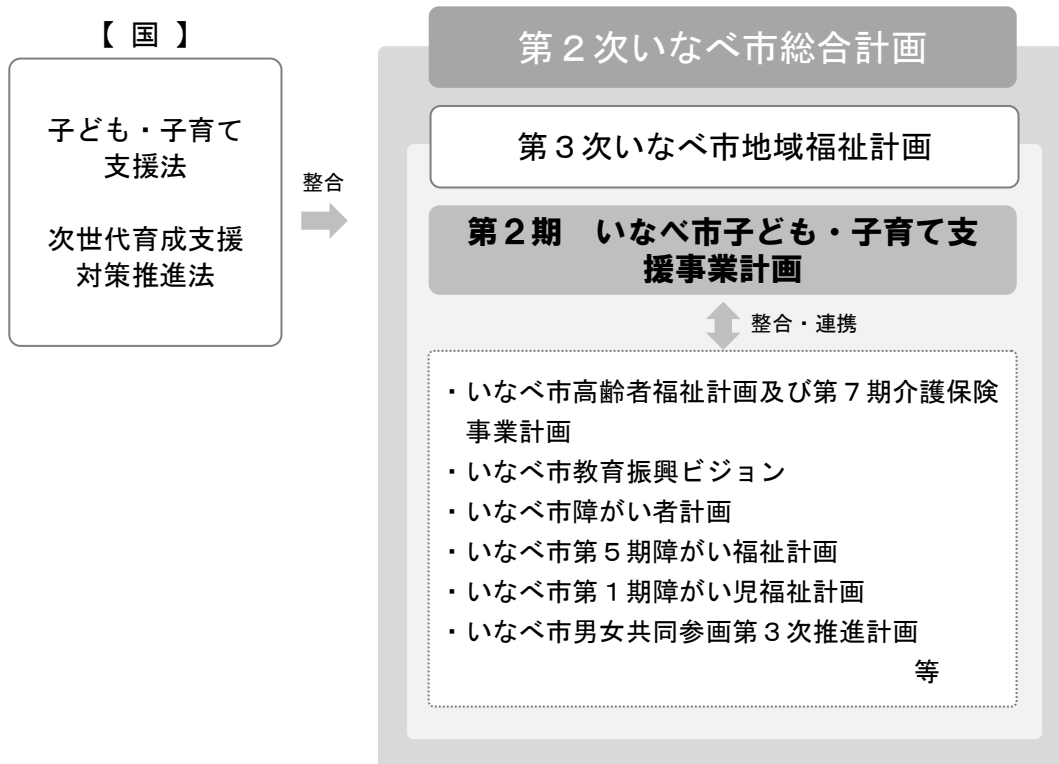
いなべ市では、「人、緑、地域で子どもを育むまち いなべ」を基本理念として、地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援しています。

この度、『いなべ市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第2次いなべ市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童保護者：いなべ市在住の就学前児童の保護者

小学生保護者：いなべ市在住の小学生の保護者

② 調査期間

令和元年5月22日から令和元年6月7日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	郵送による配布・回収 学校・園を通しての直接配布・回収	1,550 通	1,119 通	72.2%
小学生保護者		1,744 通	1,433 通	82.2%

(2) いなべ市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「いなべ市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和●（●●●●）年●月～●月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



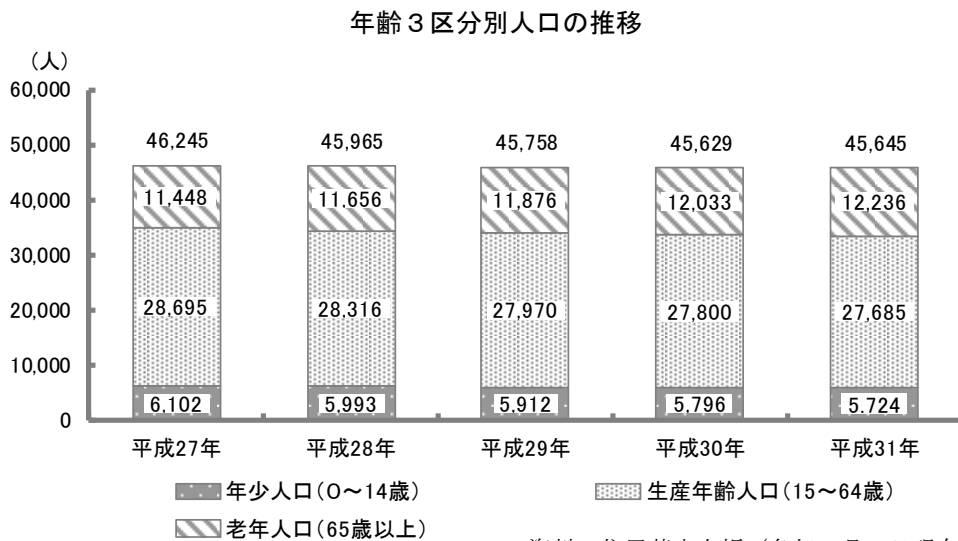
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 いなべ市の状況

(1) 人口の状況

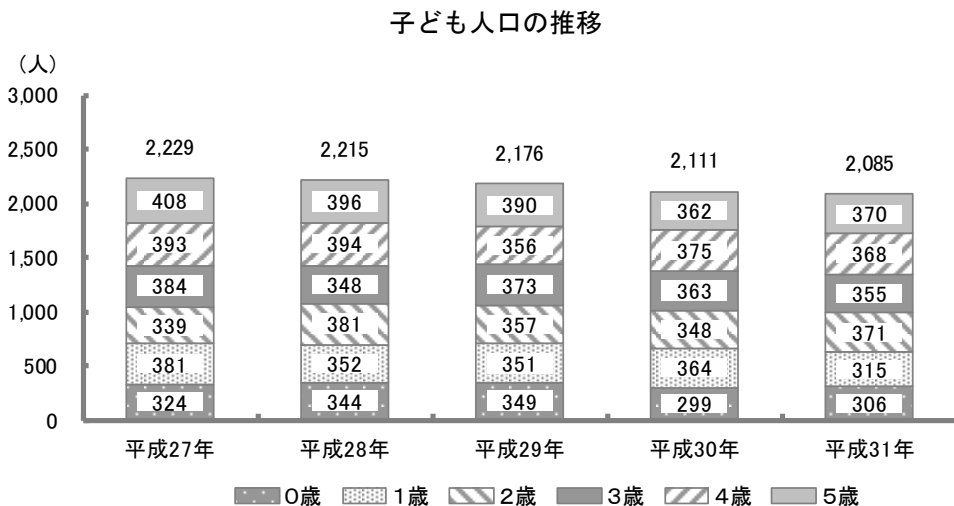
① 年齢3区分別人口の推移

いなべ市の人口推移をみると、総人口は減少傾向となっており、平成31年で45,645人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



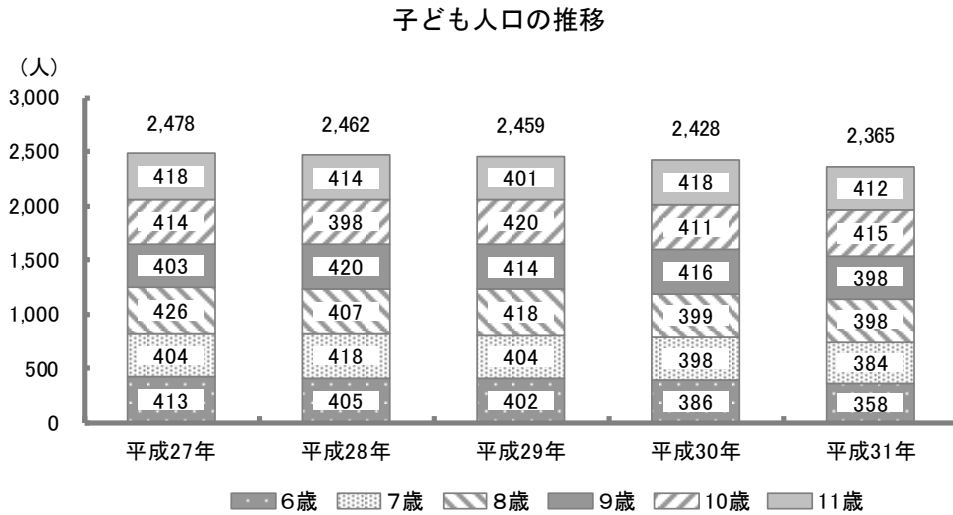
③ 年齢別就学前児童数の推移

いなべ市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で2,085人となっています。特に他の年齢に比べ、1歳の減少率が高くなっています。



④ 年齢別就学児童数の推移

いなべ市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で2,365人となっています。特に他の年齢に比べ、6歳の減少率が高くなっています。

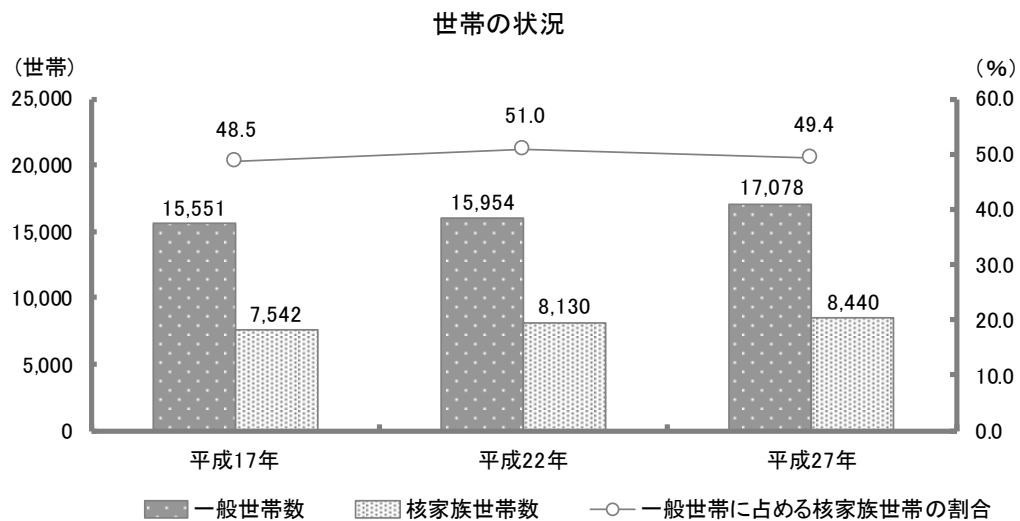


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（2）世帯の状況・・・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

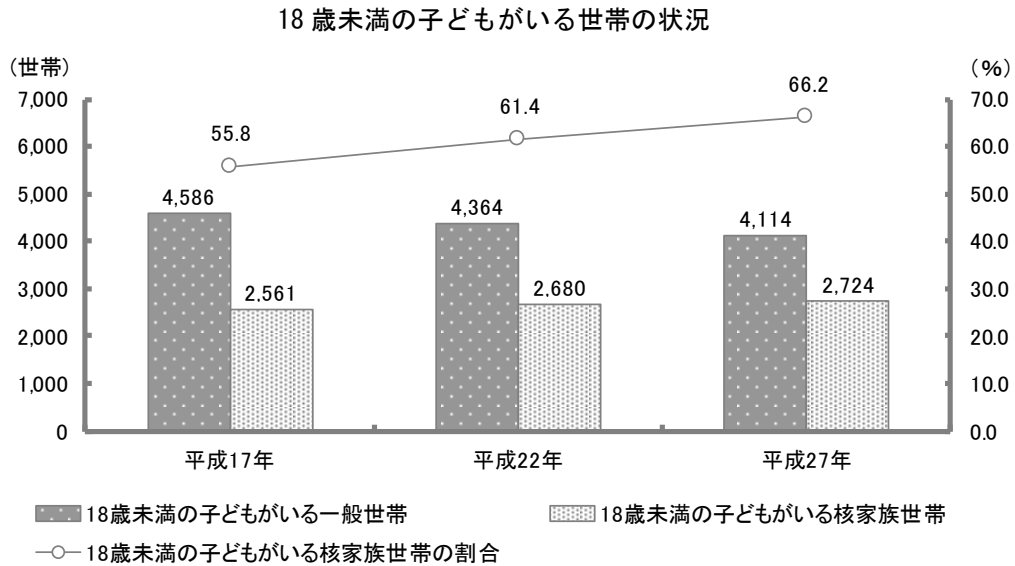
いなべ市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で8,440世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

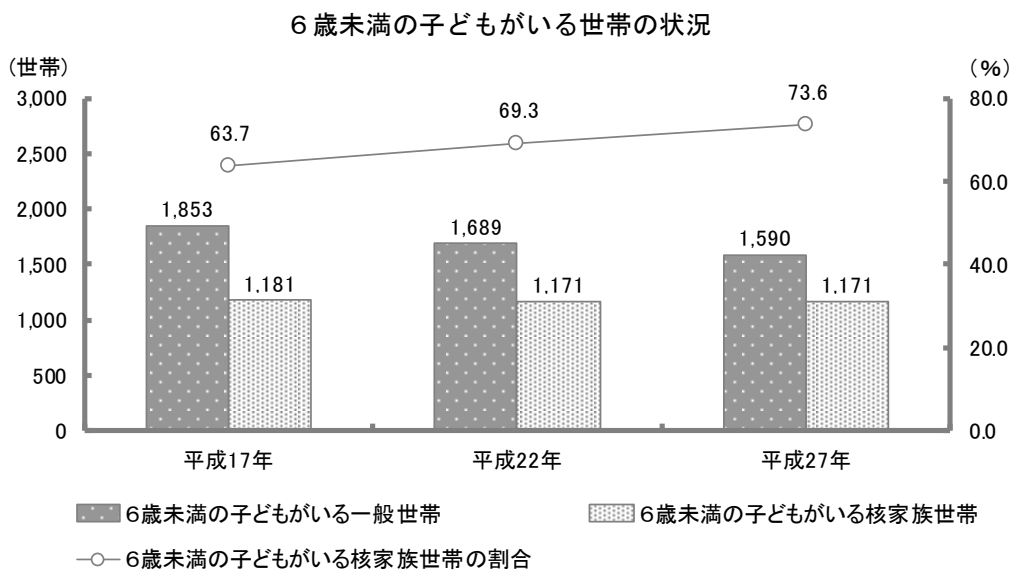
いなべ市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で4,114世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

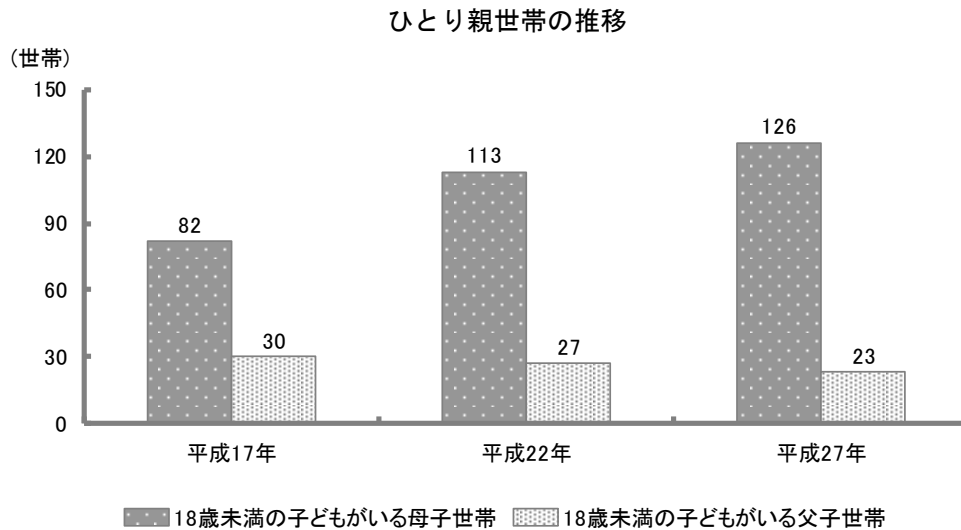
いなべ市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,590世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少傾向となっていますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

いなべ市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で126世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

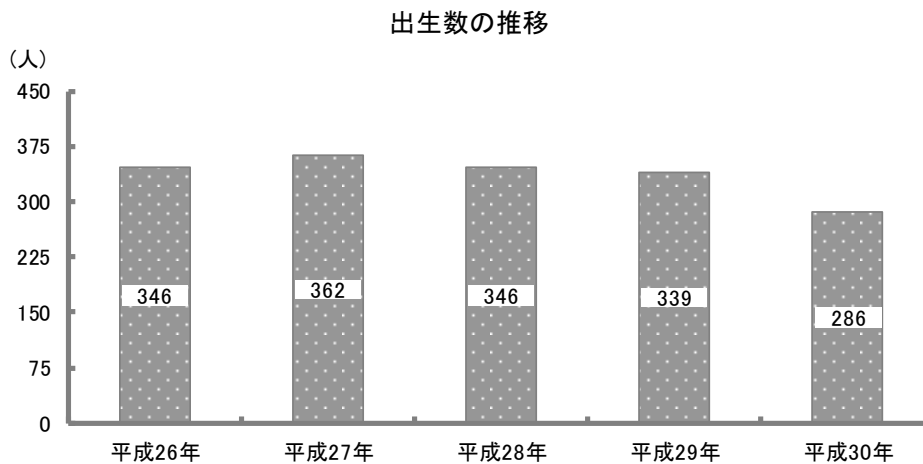


資料：国勢調査

(3) 出生の状況・・・・・・・・

① 出生数の推移

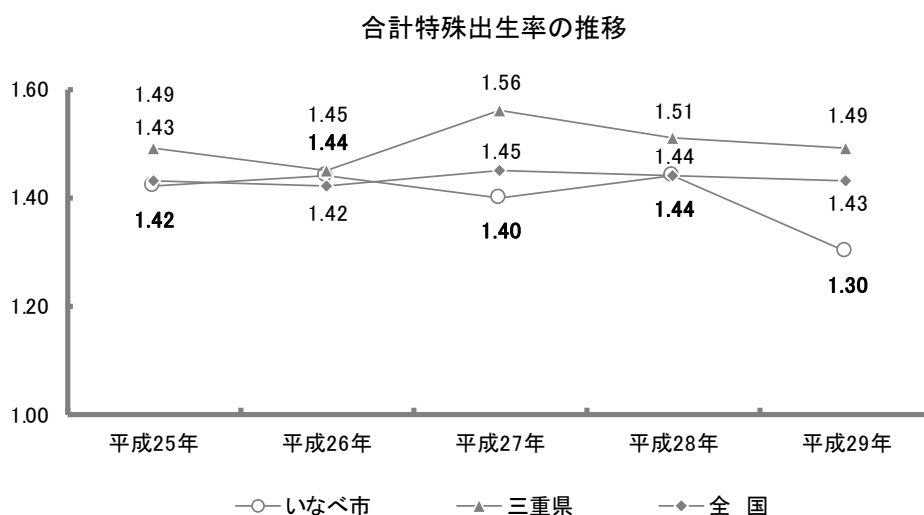
いなべ市の出生数は平成27年以降減少しており、平成30年で286人と過去5年間で約1.7割減少しています。



資料：衛生統計年報

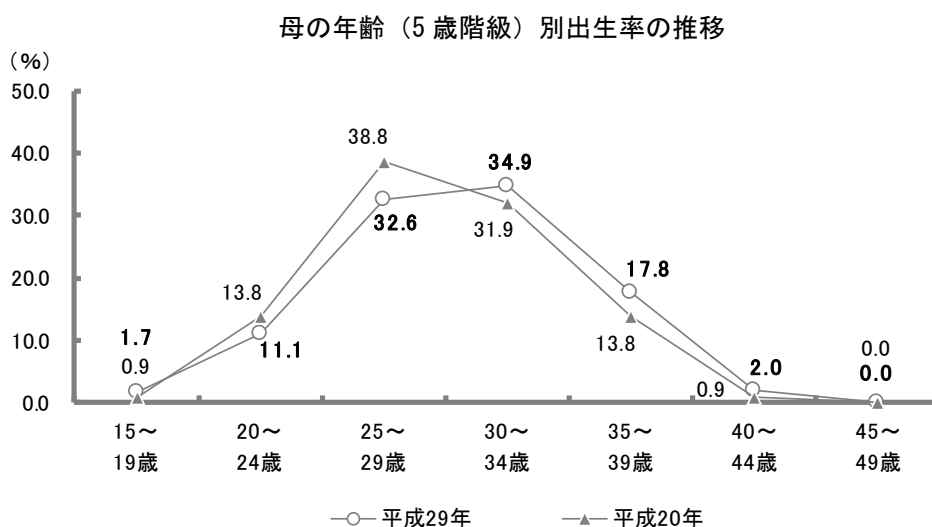
② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。いなべ市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.30となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

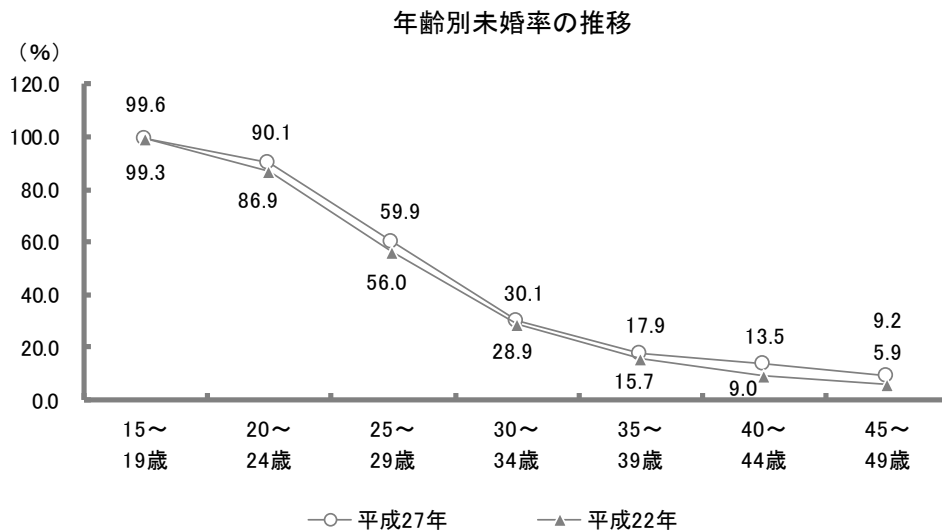
いなべ市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。



(4) 未婚・結婚の状況・・・・・・・・

① 年齢別未婚率の推移

いなべ市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

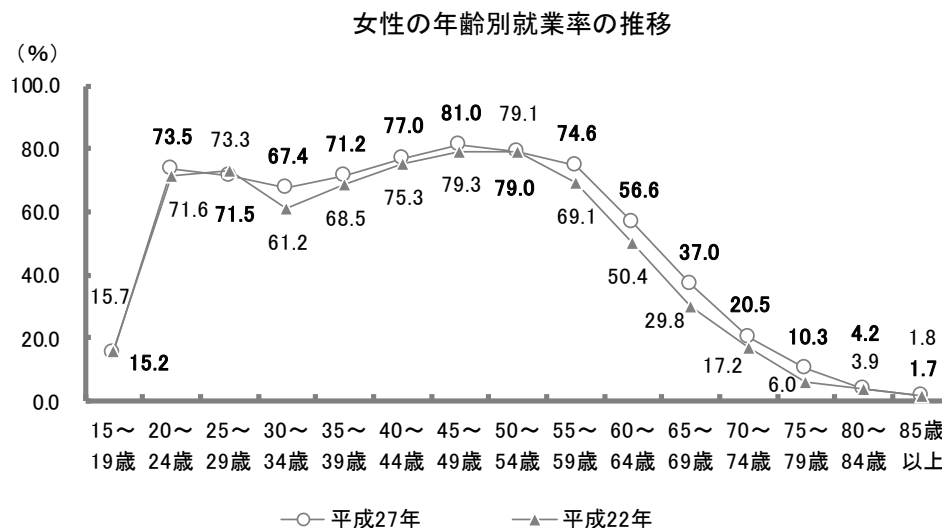


資料：国勢調査

(5) 就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

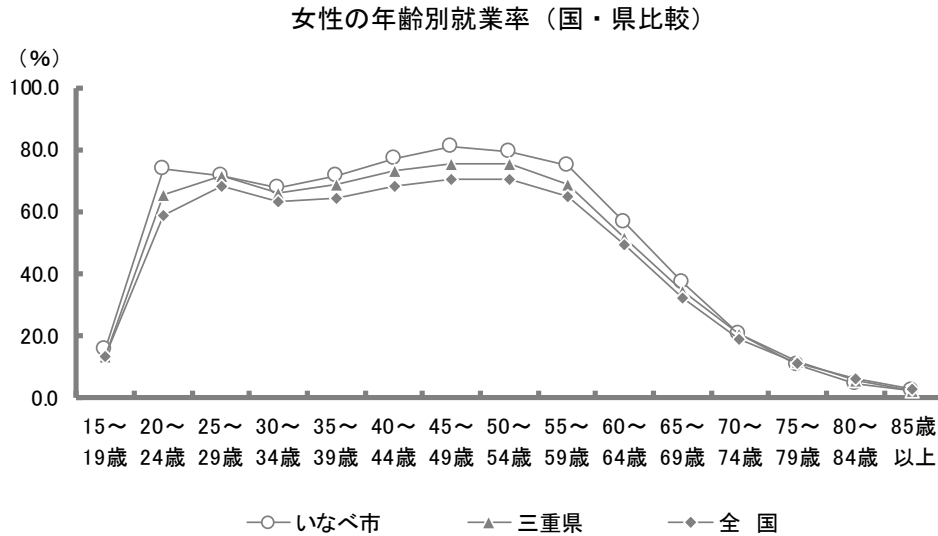
いなべ市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

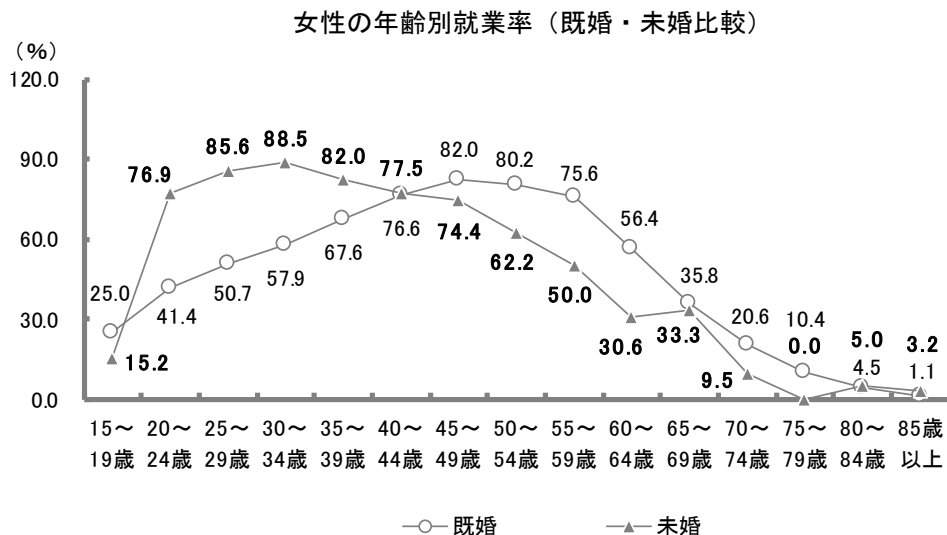
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

いなべ市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、15～74歳で高いものの、75歳以降では全国、三重県より低くなっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

いなべ市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



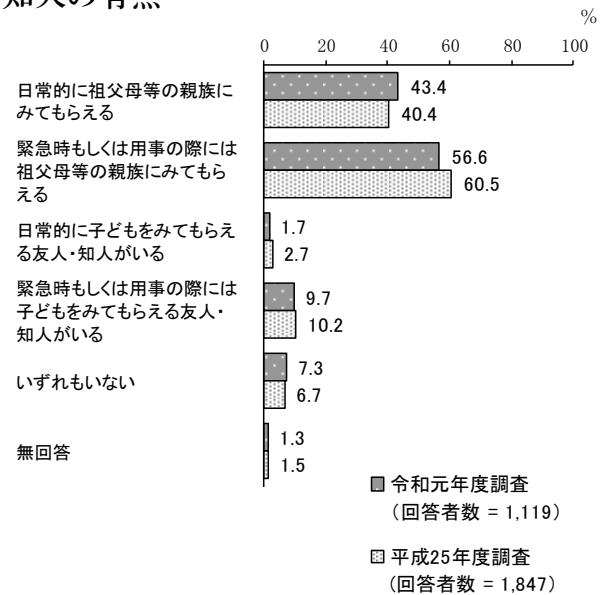
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について・・・・・・・・

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が56.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が43.4%となっています。

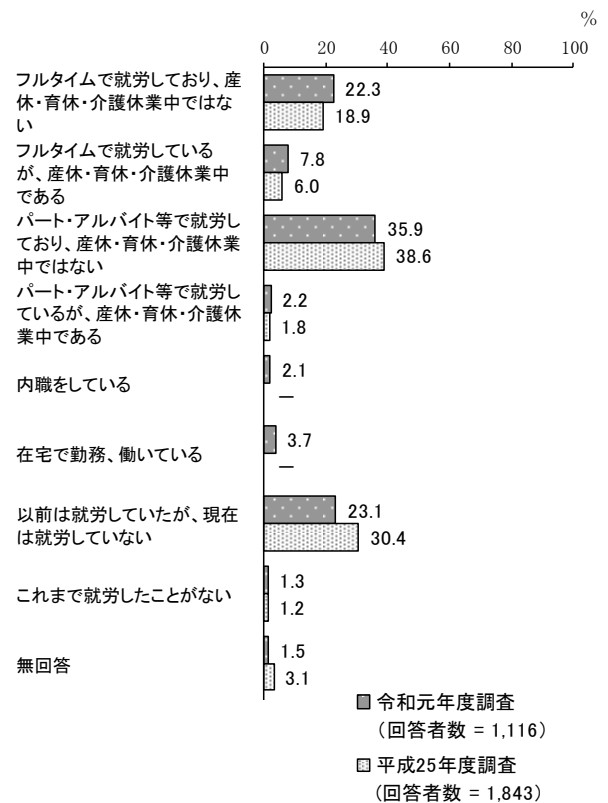
平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.1%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.3%となっています。

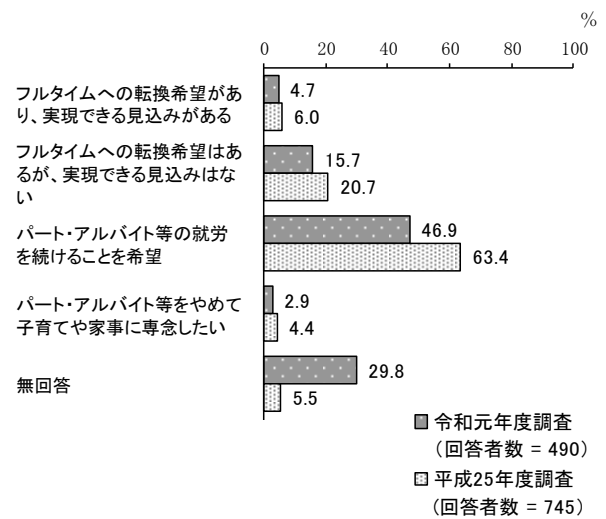
平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています、



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が46.9%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が15.7%となっています。

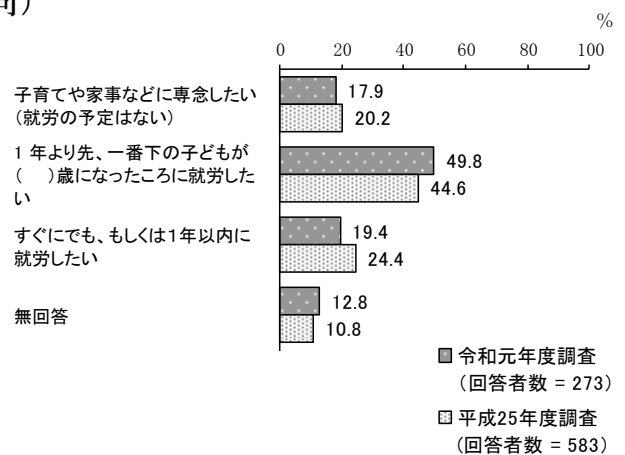
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が49.8%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.4%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が17.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が増加し、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が減少しています。

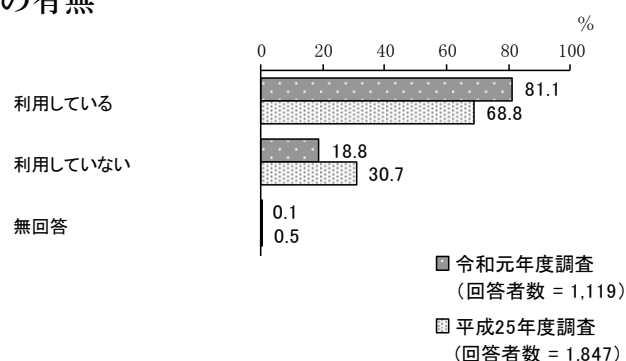


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が81.1%、「利用していない」の割合が18.8%となっています。

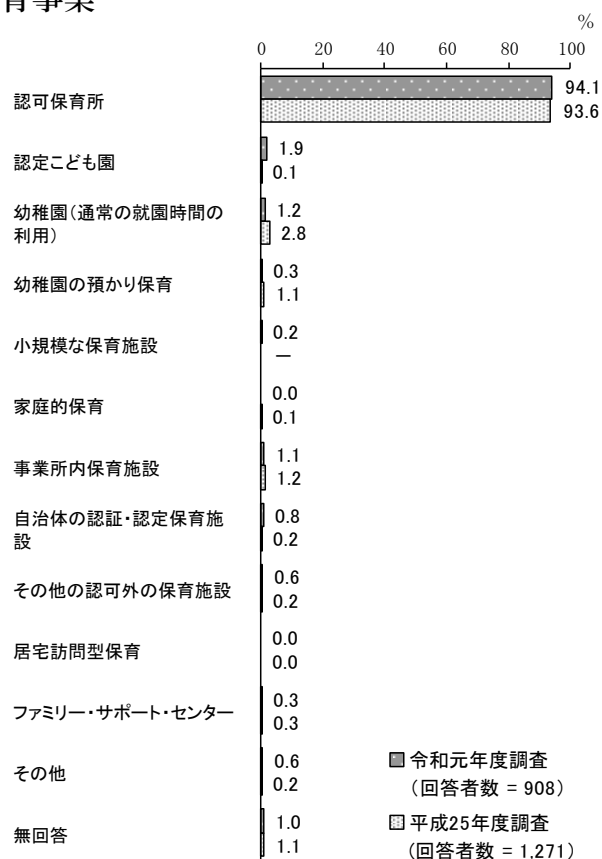
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が94.1%と最も高くなっています。

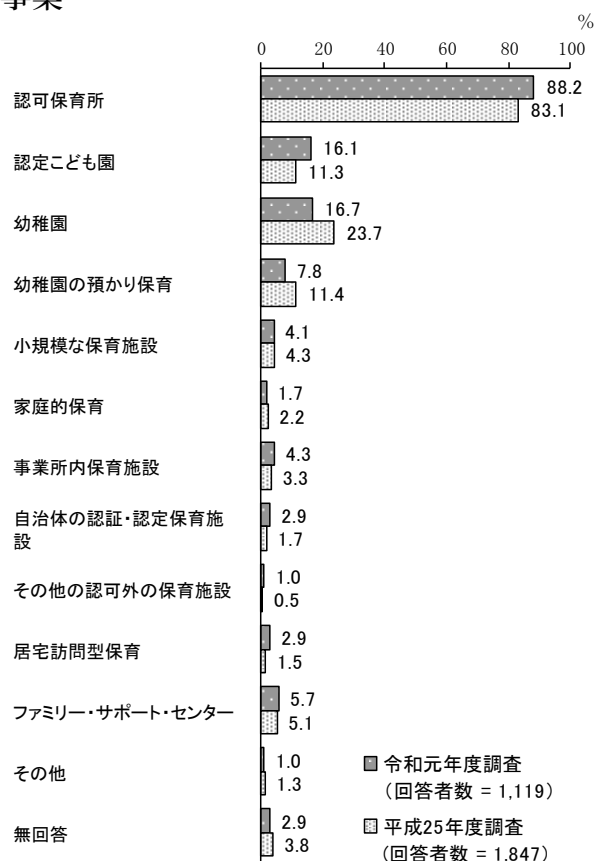
平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が88.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が16.7%、「認定こども園」の割合が16.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

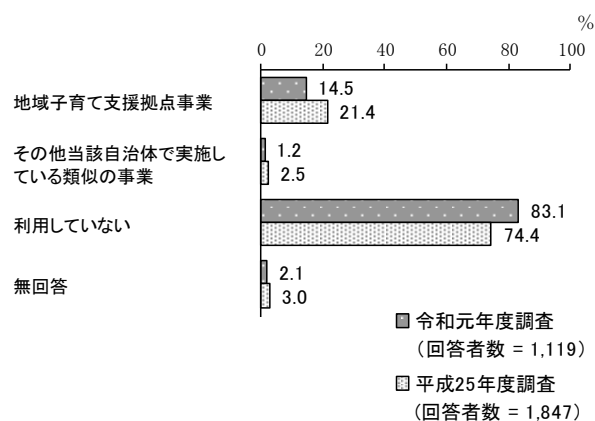


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が83.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」の割合が14.5%となっています。

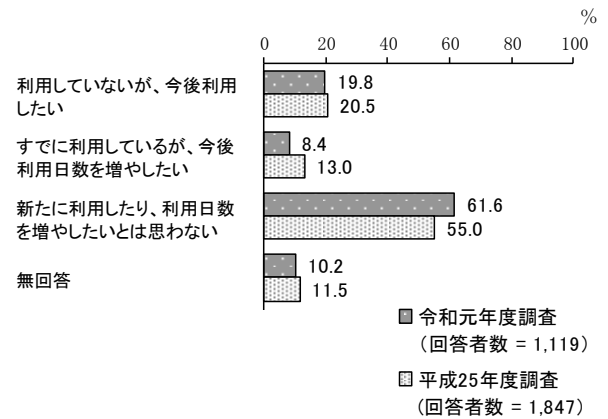
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加し、「地域子育て支援拠点事業」の割合が減少しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.8%となっています。

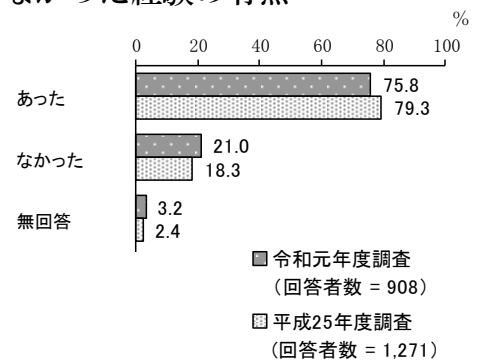
平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。



(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

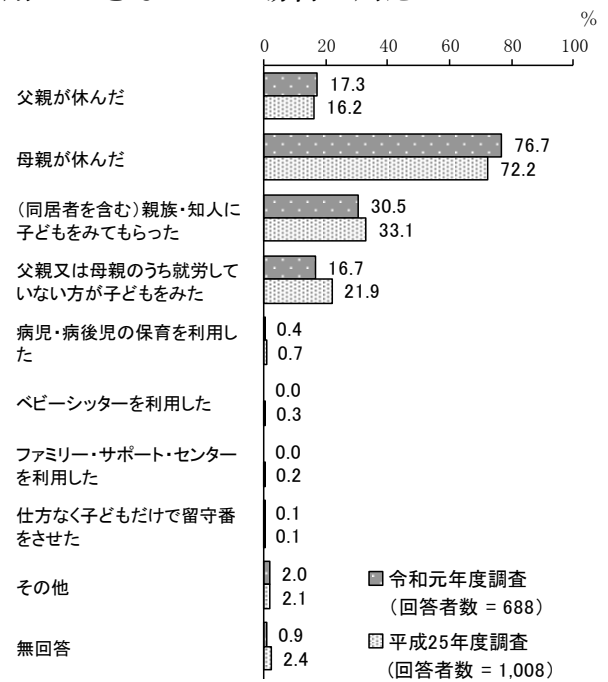
「あった」の割合が75.8%、「なかった」の割合が21.0%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が76.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が30.5%、「父親が休んだ」の割合が17.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

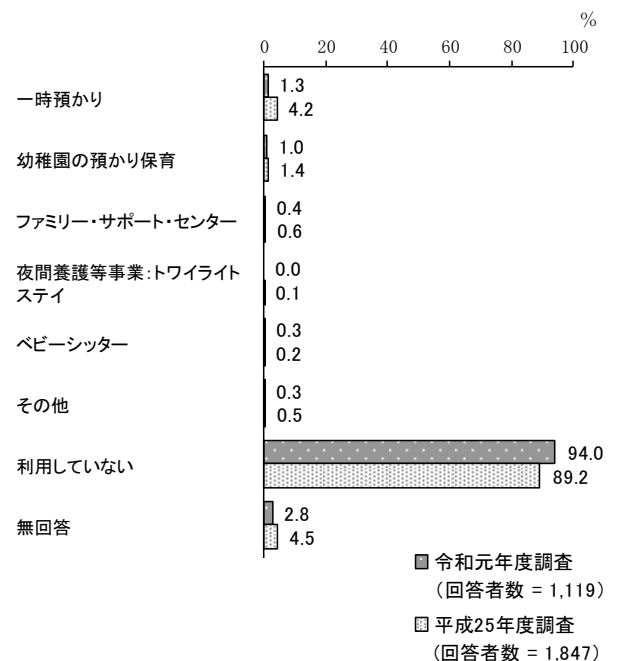


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が94.0%と最も高くなっています。

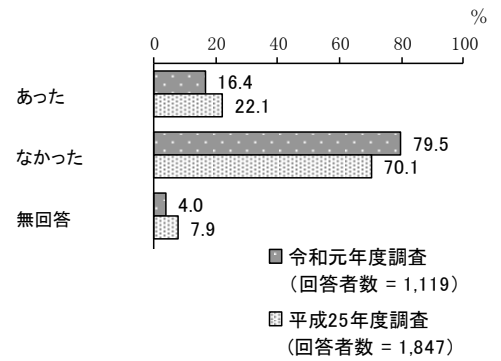
平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が16.4%、「なかった」の割合が79.5%となっています。

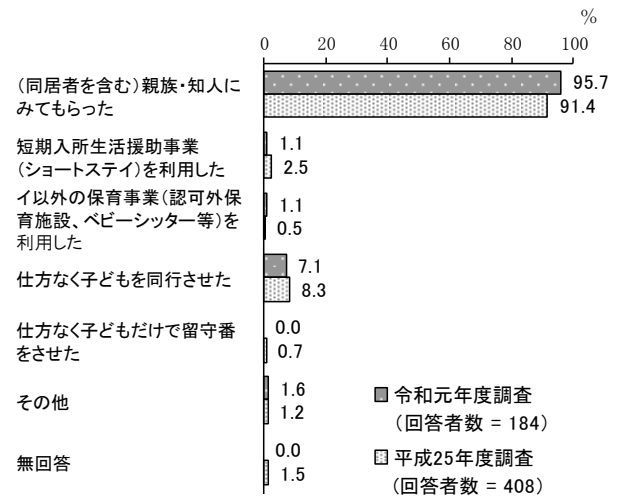
平成25年度調査と比較すると、「なかった」の割合が増加し、「あった」の割合が減少しています。



<あった場合の対処方法>

「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が95.7%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

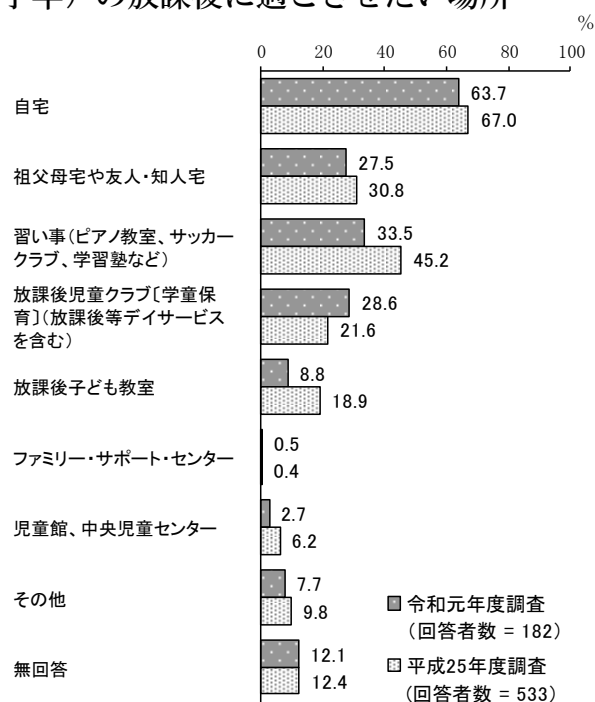


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が63.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が33.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕（放課後等デイサービスを含む）」の割合が28.6%となっています。

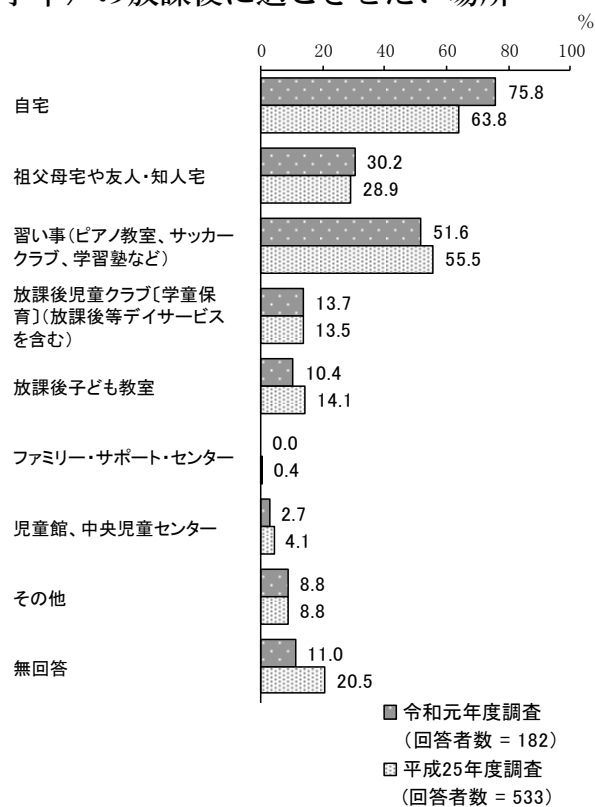
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕（放課後等デイサービスを含む）」の割合が増加し、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が75.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が51.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が30.2%となっています。

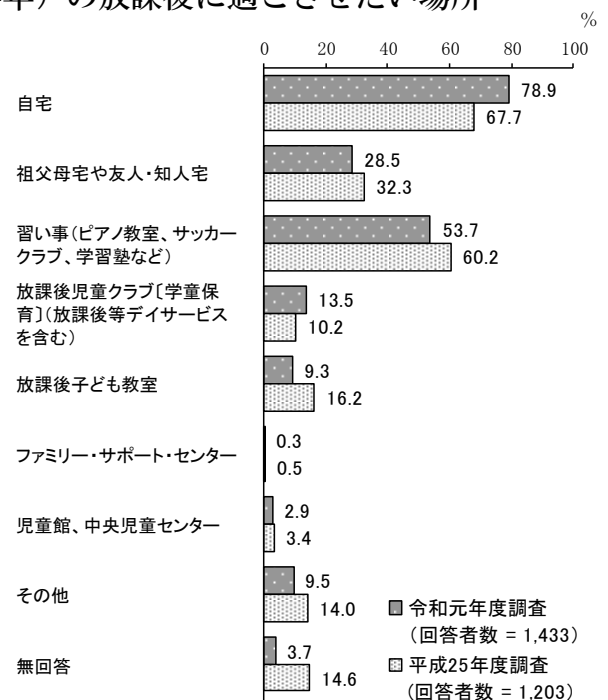
平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が78.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が53.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が28.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加し、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。

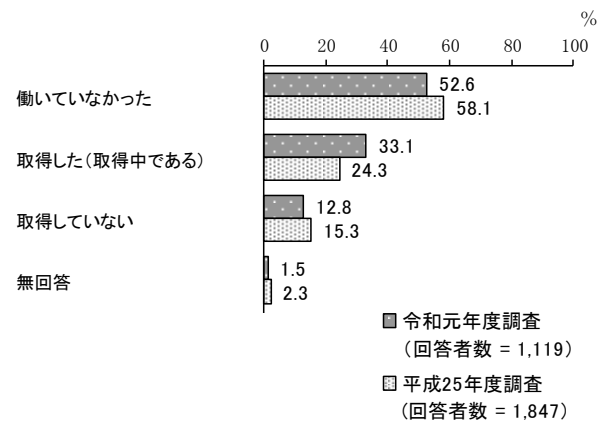


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が52.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が33.1%、「取得していない」の割合が12.8%となっています。

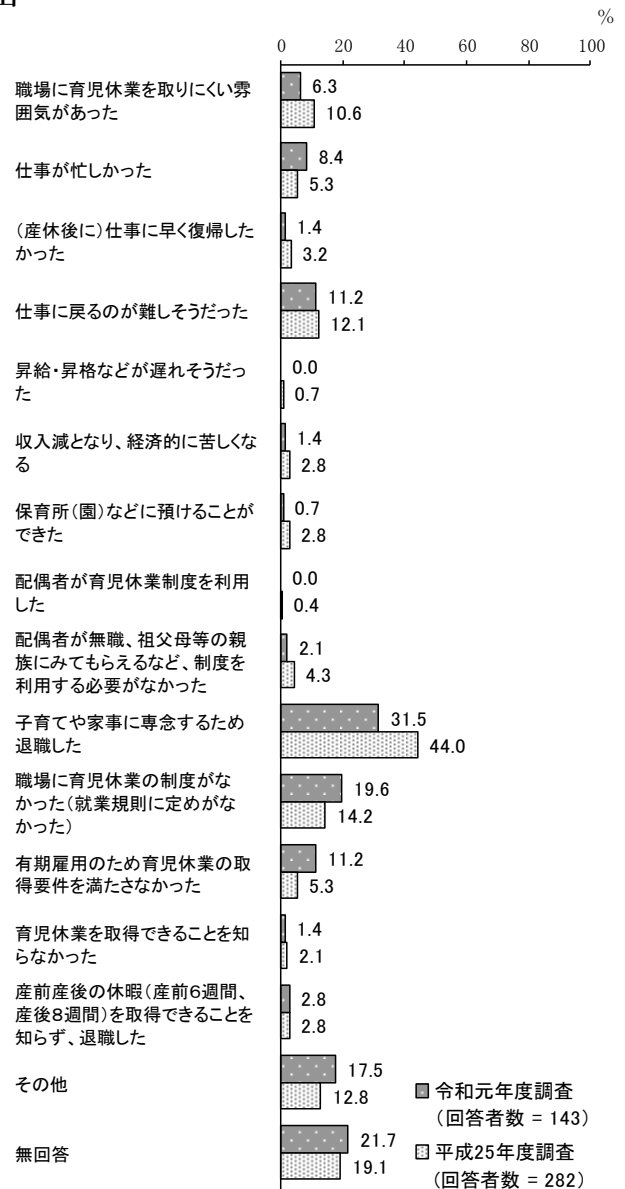
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が31.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が19.6%、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が11.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加し、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。

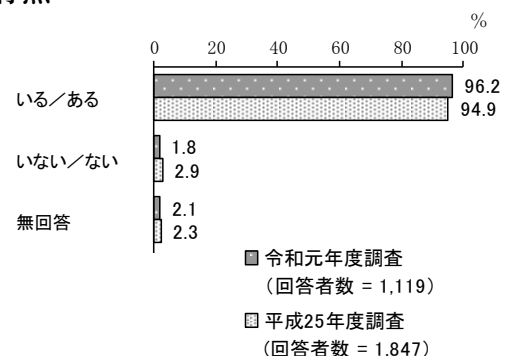


(8) 相談の状況について

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が96.2%、「いない／ない」の割合が1.8%となっています。

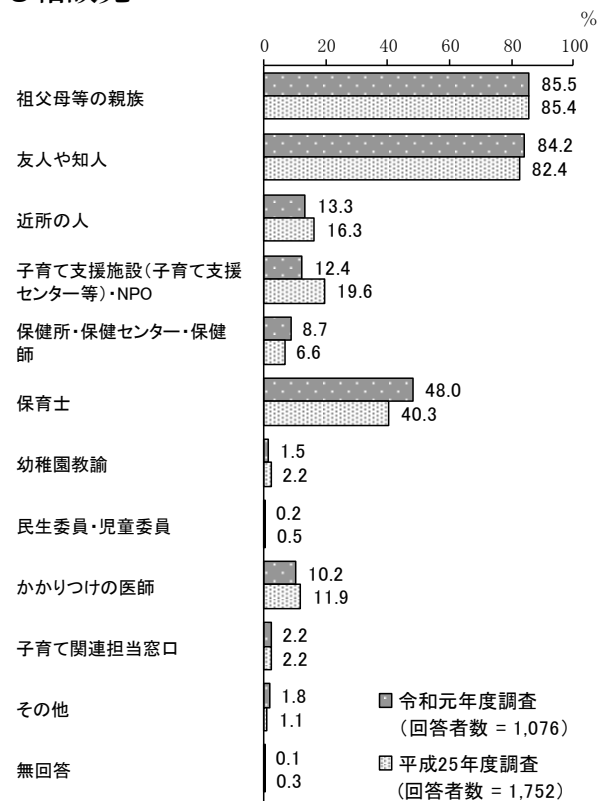
平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が85.5%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が84.2%、「保育士」の割合が48.0%となっています。

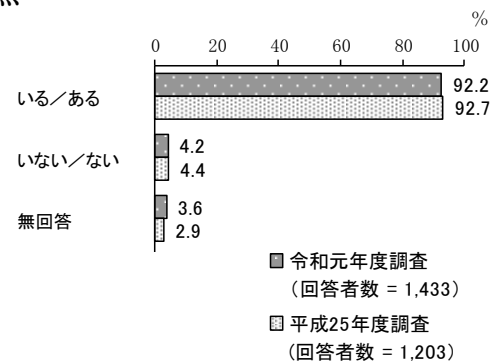
平成25年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加し、「子育て支援施設(子育て支援センター等)・NPO」の割合が減少しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.2%、「いない／ない」の割合が4.2%となっています。

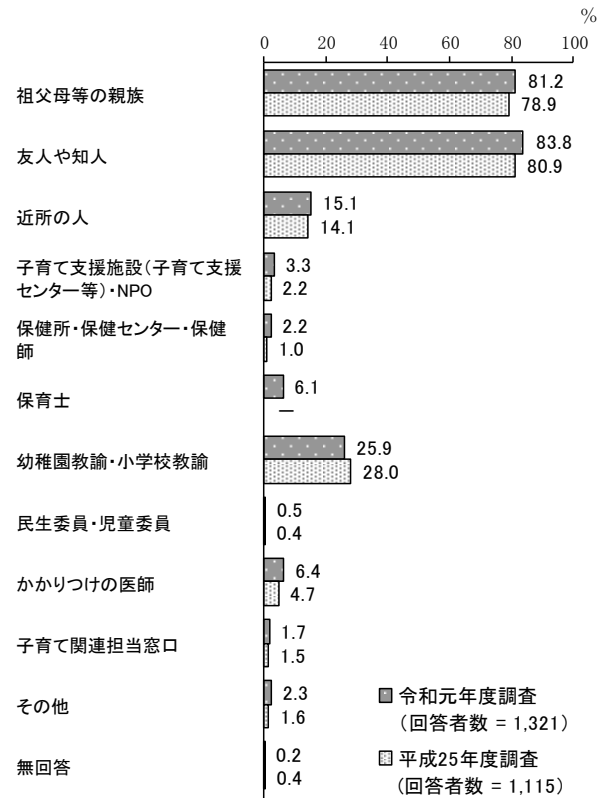
平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が83.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が81.2%、「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が25.9%となっています。

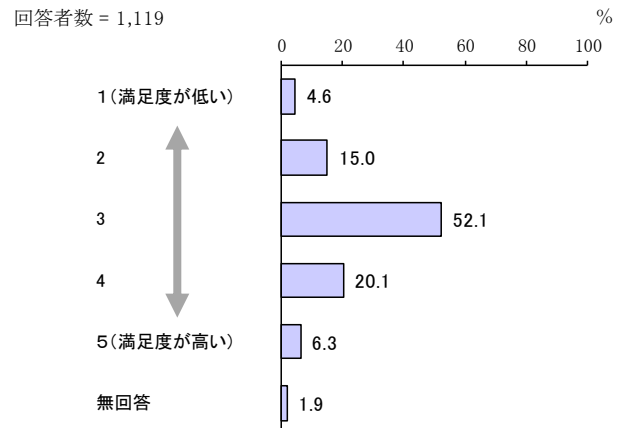
平成25年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



(9) 子育て全般について

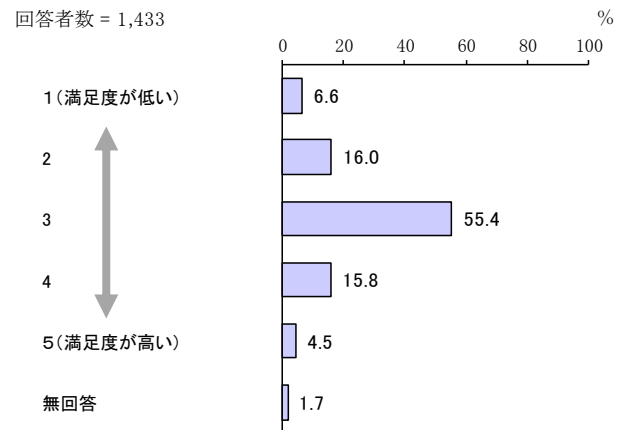
① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が52.1%と最も高く、次いで「4」の割合が20.1%、「2」の割合が15.0%となっています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が55.4%と最も高く、次いで「2」の割合が16.0%、「4」の割合が15.8%となっています。



3 第2期計画策定に向けた課題

(1) 保育サービス・子育て支援サービスにおける課題・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開をめざし、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が約1割、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない/ない」の割合が1.8%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。

子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が9割以上と最も高いものの、「地域」の割合も2割以上となっています。また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっていますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人も多くなっています。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育てのしやすい環境の拡大に向けて、今後も子育てにおける祖父母等の役割は重要です。地域の特性を活かし、祖父母等の子育ての学び直しの機会をつくり、祖父母等と協力した子育てをすすめることが必要です。また、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実もはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつながります。

(2) 豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成における課題・・・・・・・・

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

また、国においては、放課後児童クラブ〔学童保育〕及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は約7割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で約3割、高学年で約1割となっています。一方で、小学生では、就学前に比べ「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低く、放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事、様々な人との交流、地域との関わりを通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

(3) 要保護・要支援児童へのきめ細かな取り組みにおける課題・・・

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

また、平成28年度のいじめの認知件数は32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、大きな課題となっています。

アンケート調査では、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高くなっています。また、日常生活において孤立感を感じている人は約2割となっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実させることや、子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。そのため、子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実し、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連

携、支援できる体制を強化することが求められます。また、平成28年度の児童福祉法改正により、すべての子どもとその家庭や妊産婦を対象とし、実情把握や支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが義務付けられ、いなべ市でも設置に向けた取組を進めています。

子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。また、すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談体制の充実や学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、学校・行政・家庭・地域など社会全体で取り組むことが必要です。

(4) 互いに認め合う社会づくりにおける課題・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

育児休業の取得については、母親の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、第1期の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからのいなべ市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



[基本理念]

人、緑、地域で子どもを育むまち いなべ

2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わ

り方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

いなべ市では、平成20年2月に「男女共同参画推進条例」を制定しました。互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野で性別にかかわらず、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に発揮し連帯できる地域社会づくりが求められています。子育てにおいては、固定的な性別役割分担意識をなくし、職業生活と家庭・地域生活の両立を支援します。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、健康・福祉・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援を行います。

3 基本目標

(1) 保育サービス・子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(2) 豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成・・・・・・・・

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者の健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(3) 要保護・要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進・・・・・・・・

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。また、関係機関との連携強化により、虐待被害への対応体制と相談体制の充実を図ります。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

(4) 互いに認め合う社会づくり・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

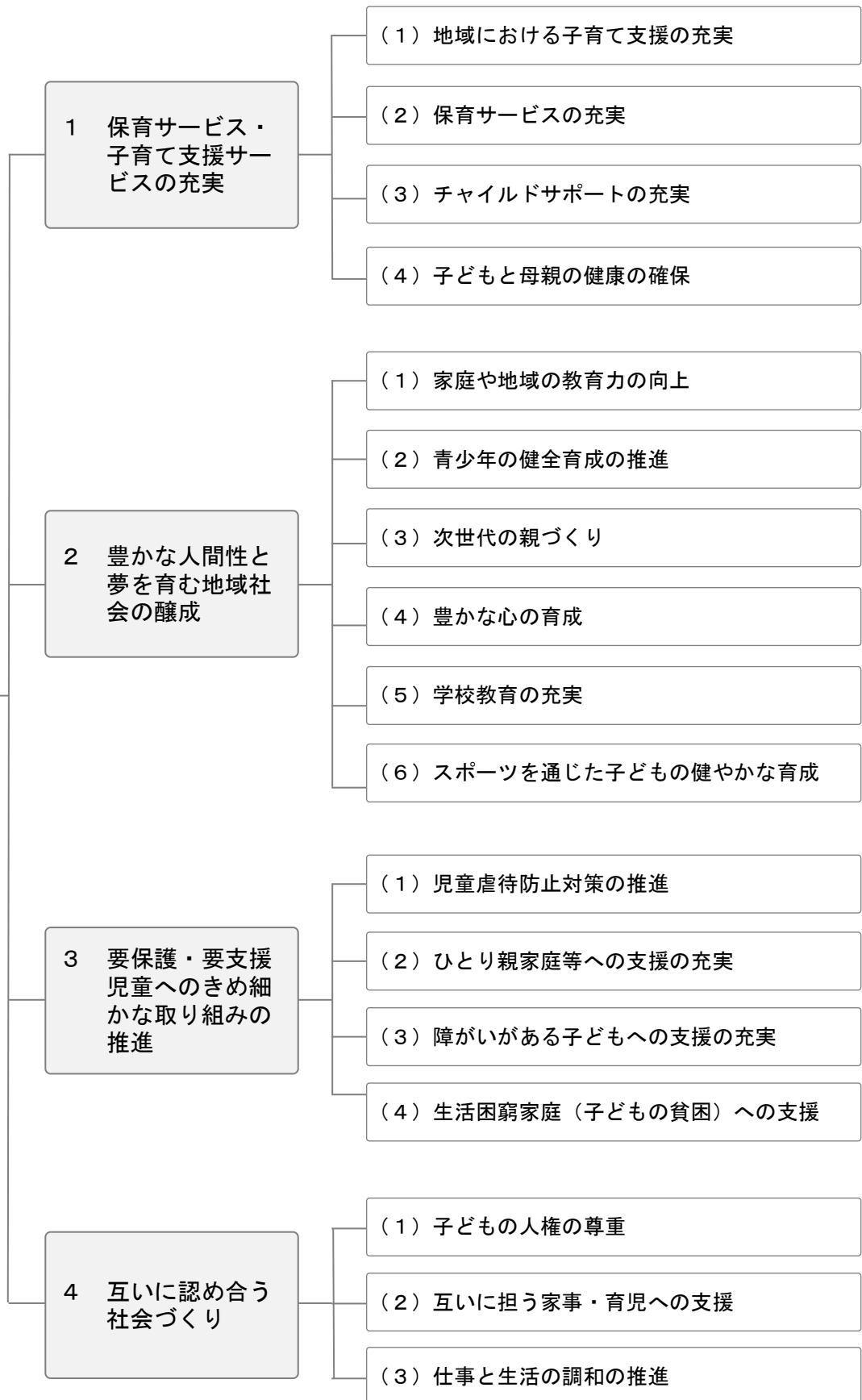
4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

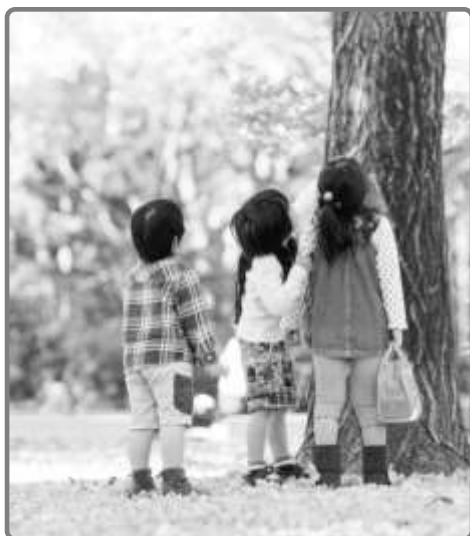
人、緑、地域で子どもを育むまち
いなべ





第4章 施策の展開

施策の方向（1）地域における子育て支援の充実・・・・・・・・



都市化や高齢化の進展により地域によっては、地区・自治会といった地域共同体の機能が低下しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが弱まってきているのが現状です。このため、身近な地域で相談できる人がいないなど子育てが孤立化しており、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、保育所（園）等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進し、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 地域子育て支援センターの充実	<p>市内 5 箇所の子育て支援センターで子育てについての相談、情報提供を行うとともに、親子が遊ぶ場、交流の場として子育て家庭の支援の充実を図っていきます。</p> <p>ブックスタート事業、ブック・Reスタート事業等各種の事業を通して、子育て家庭とのつながりを深めます。</p> <p>「1 歳おめでとう訪問事業」や「出前ひろば」等、積極的に地域に出向き、支援の拡充に努めます。</p>	児童福祉課
2 市民参加による子育て支援の充実	<p>地域ボランティアを中心とした「子育て応援団」や「あそびの会」等、市民参加による子育て支援活動を活発にすることにより、地域の間関係を再構築し“地域の子育て力”の向上を促進していきます。</p> <p>子育てを援助してもらう人と援助する人が会員登録する相互援助のしくみであるファミリー・サポート・センター事業において、提供会員数の増加に努め、地域の支援の輪を広げます。</p>	児童福祉課
3 子育て世代包括支援センターの実施	<p>妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整をするなどして、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供していきます。</p>	児童福祉課 健康推進課

施策の方向（２）保育サービスの充実・・・・・・・・

少子高齢化にともなう核家族化の進展、また共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育の質の向上に向けた取組み、また、総合的な放課後児童対策など推進していきます。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

【 主な取組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 保育所（園）におけるサービスの充実	子どもの幸せを第一に考え、子どもや保護者のニーズを踏まえて、保育サービスを計画的に提供していきます。また就労状況に応じて、延長保育等の多様な保育サービスの提供体制の充実に努めます。	保育課
2 保育所（園）における保育の質の向上	保育士の知識や技能を向上させるため、様々な研修への参加を促します。 園内での検討会や研修の充実を図り、保育士の資質向上に取り組みます。	保育課
3 小学生の放課後の居場所づくりの推進	現在ある11箇所の放課後児童クラブの事業内容を充実させるとともに、市民の力による新たな放課後児童クラブの立ち上げ及び運営に対する支援、さらには、指導者の育成支援を進めていきます。	学校教育課

施策の方向（3）チャイルドサポートの充実・・・・・・・・

障がい児を含むすべての子どもの成長・発達と心身の健康を守るため、また、その家族を支えていくために、乳児期、就学前、学齢期、青年期などライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援などが連携して支援を推進していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 すべての子どもへの途切れのない支援の充実	保健・福祉・教育が連携し、障がい児を含むすべての子どもに対し生まれてから就労までの途切れない支援を行うことにより、よりよい発達をサポートしていきます。	発達支援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉課 児童福祉課 保育課

施策の方向（４）子どもと母親の健康の確保・・・・・・・・

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談や交流ができる場を提供します。また、健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

加えて、次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎をなすものとなることから、他機関と連携しながら、乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行い、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子どもを安心して産むための支援体制づくり	特定不妊不育症治療の治療費の助成や、妊娠中から小児科医と相談できる「ペリネイタル・ビジット(出産前後からの親子支援事業)」、妊婦一般健康診査、妊婦教室の実施など、安心して子どもを産める支援体制を整備していきます。	健康推進課
2 子どもの成長段階に応じた保健事業の推進	子どもの健康が確保されるよう、年齢に応じた健康診査や訪問指導等の充実を図るとともに、感染症の予防のため、各種の予防接種を実施していきます。また「こんにちは赤ちゃん訪問」や相談体制の充実により、保護者の不安の軽減に努めます。	健康推進課
3 支援が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実	養育医療として未熟児の養育に必要な入院治療について医療費を給付します。 支援が必要な子育て家庭への訪問等、必要な支援を行います。	健康推進課
4 食育の推進	乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向けた指導を行うとともに、妊産婦や子育て中の保護者に対して、「離乳食教室」等の食に関する学習の機会や情報の提供を推進していきます。	健康推進課

基本目標 2 豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成

施策の方向（1）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・

地域コミュニティが希薄になりつつある現代においては、地域社会において子どもを育てる教育力が低下しており、その再生が求められています。今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の住民団体や関連機関の連携を強化し、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築き、すべての子育て家庭が子育てへの不安などを軽減・解消し、育児に自信をもつことができるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、思春期になると、安易な性行為に走ったり、喫煙・飲酒をする子どもが増加傾向にあるとみられ、これらの防止対策等を行いながら、子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 家庭の教育力の向上	講演会等を開催し、子どもたちを守り育てるという保護者の使命・役割の自覚を深められるようにしていきます。	学校教育課
2 地域における教育力の向上	非行の早期発見及び未然防止のため、パトロールや啓発活動を行うとともに、いなべ市青少年育成市民会議との協働により、青少年問題についての地域住民の意識の高揚を図ります。 また学校を多方面から応援するボランティア「学援隊」を募り、地域による学校支援を進めます。	生涯学習課 学校教育課

施策の方向（２）青少年の健全育成の推進・・・・・・・・

子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。自然科学教室など身近な地域における学びの場の提供や、図書館による多様な読書活動の取組をより一層普及・定着させていくことを目的として、市全体の取組にて教育振興計画、生涯学習計画等で推進しています。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子どもが豊かに遊び、学べる環境づくり	<p>「屋根のない学校」では子どもの感性の育成をめざし、より多くの子どもが施設を利用し、講座などに参加できるようにします。各種講座やこどもまつりなどを行い、子どもの社会性や自立性、リーダーシップ等の醸成を図ります。</p> <p>また、「藤原岳自然科学館」等における自然科学教室の実施により、豊かな体験活動の機会や場を提供していきます。</p> <p>「図書館」では、子どもたちが読書を通じて知識を身につけることや読書習慣の定着をめざします。</p>	<p>自然学習室 生涯学習課</p>

施策の方向（3）次世代の親づくり・・・・・・・・

核家族化などの影響で、わが子を授かって初めて、赤ちゃんを抱いたり、おむつを替えたりするという人も少なくなく、子育てに対する知識・経験不足が、子育てに対する不安感を高め、虐待へつながる恐れもあります。中学生が乳児とふれあう体験を通して、子育ての喜びや命の尊さや家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会とし、将来親になるための準備教育として活動を推進していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子どもを持つ意識の醸成	中学生が保育所（園）で乳幼児と関わり、保育体験をする機会を持つことで、命の大切さと子どもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。	学校教育課 保育課

施策の方向（４）豊かな心の育成・・・・・・・・

子どもたちにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもたちが自らの可能性を広げる上では、子どもの時からさまざまなことを経験することが望めます。このため、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

また、子どもたちの積極的な活動を支援するため、さまざまな地域活動について、情報提供の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 様々な体験を通じた子どもの心の育成	自然体験活動やボランティア活動、職場体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育む活動を進めます。	学校教育課
2 文化・芸術・スポーツ活動を通じた子どもの健全育成	小中学生の観劇や音楽鑑賞等の活動に対して支援するとともに、中学生の部活動を推進し、精神的、肉体的成長を促し、集団生活を円滑に行えるようにしていきます。	学校教育課

施策の方向（５）学校教育の充実・・・・・・・・

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度と確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。

少子化や核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やし、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減するとともに、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、小学校から中学校への接続を円滑化させます。

また、保護者や地域住民と学校の信頼関係を深め、地域や子どもたちの実情に応じた主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、一体となって子どもたちを育てていく、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子どもの学力の向上へ向けた支援の充実	特色ある学校づくりを支援し、子どもたちが自ら主体的に考え、取り組むことができる「生きる力」の育成に努めます。また、学力調査（NRT）とともに学級満足度調査（QU調査）を実施し、学習集団と学力の関係を確かめ、学力向上に対する効果的な取り組み方法を確立していきます。	学校教育課
2 地域との協働による学校づくり	コミュニティスクールの指定や、学校運営協議会の開催を通じ、地域住民との協働により、教育内容の充実をめざします。また、PTAに働きかけ「こどもをまもるいえ」への協力依頼を行い、子どもたちとともに守り育てていきます。	学校教育課 生涯学習課
3 小中一貫教育の推進	いなべ市小中一貫教育グランドデザインに基づく教育を推進します。	学校教育課
4 快適な学校環境の整備	児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の各種保守整備を行います。また、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。	教育総務課
5 一人ひとりを大切にする教育の充実	家庭状況や生活の基盤が不安定な子どもたちや、外国人児童生徒、ひとり親家庭児童生徒など、様々な状況にある子どもに対して、教育相談等により安心して教育が受けられる状況を保障していきます。「ことばの教室」「LD等教室」「いなべ・東員教育支援センター」等の通級指導教室による支援を行います。 教職員の人権感覚を磨き、人権教育の充実に努めます。	学校教育課

施策の方向（6）スポーツを通じた子どもの健やかな育成・・・・・・・・

子どもたちの健全な発達と思いやりのある人間への育成を目指して、多くの人々とのかかわりの中で、スポーツ参加を通じて、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を支援していく必要があります。

子どもたちの感性や創造性を育み、また、心身の健全な育成を図るため、引き続き、スポーツ活動での貴重な経験を得るため、参加・体験型のプログラムを展開するとともに、地域における教育力の向上に取り組んでいます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子どもがスポーツに取り組みやすい環境づくり	スポーツをするきっかけづくり、スポーツをする機会を提供することにより、運動不足の子どもの体力向上や、仲間や家族でスポーツをすることの楽しさを伝えていきます。	生涯学習課
2 スポーツに取り組む子どもを支援する体制づくり	市スポーツ少年団等がスポーツ振興の一翼を担い、競技大会、競技技術向上のための事業・指導者育成事業などが実施できるよう支援をしていきます。	生涯学習課

施策の方向（1）児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をとまなう場合があることが指摘されています。

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子ども家庭総合支援拠点の設置	「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、地域の全ての子どもや家庭の相談に対応する専門性をもった相談体制の整備を行います。	家庭児童相談室
2 虐待の防止と早期発見・早期対応の推進	すべての児童の健全育成、社会的自立を確保するため、児童虐待を防止することが重要です。このため、虐待を早期に発見し、早期に対応する体制を整備します。また、必要に応じて訪問支援事業を実施します。さらに、一時的な預かりが必要な場合を含め、里親の普及に努めます。	家庭児童相談室

施策の方向（２）ひとり親家庭等への支援の充実・・・・・・・・

現在、日本では夫婦の３組に１組は離婚しているといわれており、2017年に総務省から発表された統計によると、全国でシングルマザーは123.2万世帯おり、平均年収は243万円、就業率は81.8%前後となっています。

最近では子連れ離婚も珍しくありませんが、子連れ離婚の不安要素のひとつに金銭的な問題があり、母子家庭への支援が必要となっています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定を支援するため、各種手当等の経済支援を通じ、児童の就学意欲向上を図ります。	児童福祉課
2 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	ひとり親家庭等の相談事業を行い、状況に応じて資金貸付などの適切な支援を検討し、母子の自立に向けた支援を行います。	児童福祉課
3 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	離婚やDV等女性相談業務を行い、ひとり親家庭となった場合に自立した生活を送るための助言や支援を行います。 子どもの養育が困難な場合は、支援事業等の活用を検討し支援します。	家庭児童相談室

施策の方向（3）障がいがある子どもへの支援の充実・・・・・・・・

発達障がい児、障がい児など、心身に障がいがあり支援を必要とする子どもたちの地域社会への参加・包容（インクルージョン）、および、その保護者への支援を推進するために、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 障がい児のいる家庭の生活の安定	障がい児及び小児慢性特定疾患児について、用具の給付を通じて日常生活の便宜を図ります。 育成医療、障害者医療費として助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	社会福祉課
2 特別支援保育・教育の推進	保育所（園）においては、加配保育士を配置するとともに、保育士研修を充実させ、就学に向けて必要な支援を行います。 小中学校では、支援が必要な子どもの健やかな発達、成長を保障するために、巡回相談、教育相談等の充実を図るとともに、関係機関との連携、協働を進めます。	保育課 学校教育課 発達支援課

施策の方向（４）生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援・・・・・・・・

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

貧困による格差の広がり、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要です。

子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要であり、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など相談事業を充実していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 生活困窮家庭への支援の充実	生活困窮にかかる相談を行い、対象家庭に適した支援の検討を行います。 子どもの健全育成を確保するため、子どもに関わる機関と連携し、訪問支援事業などを充実させます。	社会福祉課

基本目標 4 互いに認め合う社会づくり

施策の方向（1）子どもの人権の尊重・・・・・・・・

「児童の権利に関する条約」が定められた後も、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況を踏まえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

また、子どもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 子どもの人権の尊重	子どもに関わるすべての機関が子どもの人権を尊重することを第一優先と考え、取組を進めます。 子育て家庭の状況把握に努め、必要に応じ相談や家庭訪問等適切な支援を検討し、実施します。 関係機関の連携を強化して子どもの人権を守るしくみづくりを進めます。	福祉部 健康子ども部 教育委員会

施策の方向（２）互いに担う家事・育児への支援・・・・・・・・

子どものより良い育ちを実現するためには、男女がともに子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

家庭内のことは、女性に負担が偏りがちになりますが、子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 互いに認め合う社会づくり	互いに認め合う社会をめざして、いなべ市男女共同参画を推進します。互いに認め合う意識を醸成し、あらゆる分野で共に能力を発揮できる社会づくりを進めます。	人権福祉課
2 互いに家事・育児を担う意識啓発の推進	子育て支援センター等において、男性が家事や育児に積極的に参画する講座や催しを行うとともに、啓発冊子等を活用し、互いに家事や育児を担う意識啓発を推進します。	児童福祉課

施策の方向（3）仕事と生活の調和の推進・・・・・・・・

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内の役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
1 仕事と生活の調和を図るための環境づくり	男女共同参画に関する市民の意識の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援に関する情報の提供を行い、女性の雇用を促進します。	人権福祉課 商工観光課
2 事業所等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	市内の事業所を中心に啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。	商工観光課



第5章 教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込みと 確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「いなべ市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの



状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	313	307	303	295	289
1歳	321	329	323	319	309
2歳	317	323	331	325	321
3歳	375	321	327	335	329
4歳	361	381	327	333	341
5歳	369	362	381	327	334
6歳	369	368	361	380	326
7歳	358	369	368	361	380
8歳	383	357	368	367	360
9歳	398	383	357	368	367
10歳	396	396	381	355	366
11歳	416	397	397	382	356

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
量の見込み		4	1,072	307	15
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	4	1,072	307	15
過不足		0	0	0	0

【 令和3年度 】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
量の見込み		4	1,031	314	17
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	4	1,031	314	27
過不足		0	0	0	10

【 令和4年度 】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
量の見込み		4	1,004	314	19
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	4	1,004	314	27
過不足		0	0	0	8

【 令和5年度 】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
量の見込み		4	965	310	20
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	4	965	310	27
過不足		0	0	0	7

【 令和6年度 】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
量の見込み		4	974	303	22
確保量					
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	4	974	303	27
過不足		0	0	0	5

【 今後の方向性 】

いなべ市では、未満児クラス（特に0歳児）について、今後も増加が見込まれるので、保育ニーズに対応できるよう施設整備を行い、未満児の定員の拡大に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人）	305	301	297	300	289
低学年	218	217	216	220	210
高学年	87	84	81	80	79
確保策（B） （人）	347	357	357	357	357
差引（B）－（A）	42	56	60	57	68

【 今後の方向性 】

各小学校区内で、放課後児童クラブ運営委員会が設立する放課後児童クラブと委託契約し事業を実施しています。利用希望者等の要望に基づく実施箇所の増加に努めます。

(2) 延長保育事業・・・・・・・・

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所（園）や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人）	195	192	189	184	183
施設数	2	2	2	2	2
確保策（B） （人）	195	192	189	184	183
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

保育ニーズが提供数を上回る、いわゆる待機状態も無いことから、実際の時間外保育利用は現在の提供量で充足できると考えます。今後利用者が増えた場合に提供量を検討します。

(3) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）・・・・・・・・

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人日）	30	29	28	28	27
確保策（B） （人日）	30	29	28	28	27
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

病児の体調管理及び万が一の場合の対応を考慮すれば、医療機関と一体となった保育施設が望ましく、引き続き、桑名市と広域利用の協定を締結し、市民が利用できるようホームページ等で事業案内の周知に努めます。

(4) 幼稚園における一時預かり事業・・・・・・・・

【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人日)	50	50	49	49	48
確保策(B) (人日)	50	50	49	49	48
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

いなべ市の幼稚園は休園中ですが、市外へ通園している世帯の利用が考えられるため、制度の周知、手続き等その都度対応をします。

(5) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人回/月)	2,997	3,023	3,016	2,960	2,896
確保策(B) (人回/月)	2,997	3,023	3,016	2,960	2,896
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き市内5箇所の子育て支援センターで事業を実施します。

(6) 利用者支援事業・・・・・・・・

【 概要 】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (箇所)	1	1	1	1	1
確保策 (B) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保護者の相談に市役所窓口で応じ、個別のニーズに合った利用者支援を行います。また、地域子育て支援事業の相談にも対応します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人日）	4	4	4	4	4
確保策（B） （人日）	9	9	9	9	9
差引（B）－（A）	5	5	5	5	5

【 今後の方向性 】

いなべ市内に事業を実施できる施設はありませんが、県内14箇所の施設と委託契約をしています。今後も引き続き当該施設と委託契約を継続し、現状を把握しながら必要に応じて委託先を増やすなど、提供量の確保に努めます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・

【 概要 】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織です。依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人日)	860	844	831	815	802
確保策(B) (人日)	875	875	875	875	875
差引(B) - (A)	15	31	44	60	73

【 今後の方向性 】

提供会員の登録を促し、量の確保に努めます。また、必要とする研修を充実させ積極的な受講を促し会員の資質向上に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （件）	313	307	303	295	289
確保策（B） （件）	313	307	303	295	289
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

いなべ市発足当初からの取り組みであり、引き続き実施していきます。

(10) 養育支援訪問事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師、家庭児童相談員、訪問支援員を派遣し、養育に関する相談、指導、助言（専門的相談支援）、その他必要な支援（育児・家事支援）を行うことにより、当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （件）	3	3	3	3	3
確保策（B） （件）	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、保護者の養育を支援する体制づくりを進めます。

(11) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人回）	4,382	4,298	4,242	4,130	4,046
確保策（B） （人回）	4,382	4,298	4,242	4,130	4,046
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、引き続き市の助成事業を継続します。（妊娠1回の助成回数を14回としています。）

5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の保育所に対し、移行支援を行います。

また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対してさまざまな媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努めます。

なお、いなべ市では、保育所において幼保一元化を行っており、今後も、保育所において、教育・保育の一体的提供を行っていきます。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定め、また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課が具体的な施策の進行状況を把握し、「いなべ市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価を行い、結果を公表するとともに、課題の対策について検討を行います。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を確認し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、

- ①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携
- ②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点が必要なときは、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。